## 大阪電気通信大学後援会・友電会貸与奨学金運用内規

（平成13年４月１日制定）

（目　的）

**第１条**　この内規は、大学、大学院および短期大学部の学生で、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、学業を継続させることを目的とする。

（名　称）

**第２条**　前条の学資を大阪電気通信大学後援会・友電会貸与奨学金（以下「奨学金」という。）といい、奨学金の貸与を受ける者を大阪電気通信大学貸与奨学生（以下「奨学生」という。）という。

（財　源）

**第３条**　本奨学金は、大阪電気通信大学後援会（以下「後援会」という。）および大阪電気通信大学友電会（以下「友電会」という。）から拠出された出資金ならびに有志の寄付金を財源とする。

（委員会）

**第４条**　奨学生の選考および奨学金に関する諸事項を審議するため、大阪電気通信大学後援会・友電会貸与奨学金委員会（以下「委員会」という。）をおく。

２　委員会は，次の者をもって組織する。

⑴　学生部長

⑵　後援会より選出された者　　若干名

⑶　友電会より選出された者　　若干名

３　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員長は学生部長とする。

５　委員会は必要により委員長が招集する。

（学資の貸与を受ける者の資格）

**第５条**　奨学金の貸与を受けることができる者は、大学、大学院および短期大学部の在学生で、次の条件を満たしている者とする。

⑴　学資支弁が困難な者であること

⑵　人物、学業成績とも良好であること

（申　請）

**第６条**　奨学金の貸与を希望する者は、別に定める募集期間に申請書類を委員会に提出しなければならない。ただし、家計の急変により学業の維持が困難となった者は、随時申請することができる。

（貸与期間）

**第７条**　奨学金を貸与する期間は、１年度限りとする。ただし、継続して申請することができる。

（誓約書および借用証書）

**第８条**　奨学生として採用された者は、所定の誓約書および借用証書を提出しなければならない。

２　前項の借用証書は、連帯保証人２名の連署を必要とする。

（異　動）

**第９条**　奨学生または奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに委員会に届出なければならない。

⑴　本人または連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項の変更

⑵　休学または退学

（停　止）

**第10条**　委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止することができる。

⑴　退学、停学または除籍の処分を受けたとき

⑵　願書および提出書類に虚偽の記載を行ったとき

⑶　奨学生として学業成績不良、またはふさわしくない行為があったとき

⑷　休学または退学したとき

⑸　奨学金を必要としなくなったとき

（返　還）

**第11条**　奨学金の返還は、卒業または退学後５年以内に返還しなければならない。

２　前条第１号および第２号により奨学金の貸与を停止されたときは、遅滞なく奨学金の全額を返還しなければならない。

３　奨学金の返還を怠ったときは、返還期限の到来前に返還未納金の全額を一括返還するよう請求し、強制執行の手続きをとることができる。

（返還猶予）

**第12条**　委員会は、奨学生であった者が、本学の大学、大学院および短期大学部に引き続き入学した場合、その他正当な事由によって奨学金の返還猶予を願い出たときは、相当と認める期間猶予することがある。

２　前項の場合、委員会は、改めて奨学金の返還について指定し、本人はその指定に従わなければならない。

（延滞金）

**第13条**　奨学生であった者が、正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、年５％の延滞利息を徴することができる。

（返還免除）

**第14条**　委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより、奨学金の未返済額の全部または一部について返還不能となったときは、本人または連帯保証人の願出によって、その全部または一部の返還を免除することができる。

⑴　奨学生または奨学生であった者が死亡したとき

⑵　奨学生または奨学生であった者が身体の障害等を持つに至ったとき

⑶　私費留学生である奨学生が本国に帰国したとき

（所　管）

**第15条**　この内規に関する事務は、学生部において行う。

（細　則）

**第16条**　この内規の施行について必要な事項は、細則で定める。

**附　則**

１　この内規は、平成13年４月１日から施行する。

２　大阪電気通信大学「後援会・友電会」貸与奨学金規則は、廃止する。